

令和 7 年 1 2 月

◆ 大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

開設日	相談内容	相談時間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30～18:00 ※2

- ※1 【重要】毎日開催（大丸休業日を除く）。ただし**年末年始（12月31日～1月3日）は休止します。**
 ※2 大丸心斎橋店南館は11時開店です。10時30分～11時の間は、電話のみの対応になります。12時～13時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。**相談時間は一組30分まで。**
 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当（電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110）でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
2 火	民事調停手続に関する相談	13:00～16:30
3 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
4 木	電気通信相談	13:15～15:30
5 金	家庭の悩みなど男女共同参画相談	14:00～15:30
6 土	法律相談【要予約、対面のみ】	13:00～16:20
9 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00～16:30
11 木	多重債務相談【要予約】	12月7日まで予約受付
13 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
14 日	12月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 民事調停手続に関する相談	13:00～16:30
15 月	司法書士相談	13:00～16:30
17 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
22 月	身のまわりの環境相談	14:00～15:30
23 火	税金相談	13:00～16:30
25 木	不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00～16:30
26 金	年金・社会保険相談	13:00～16:30

【お知らせ】

- ※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。
 ※ 法律相談、多重債務相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。
 ※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。
 ※ 相談時間は「多重債務相談」以外はすべて一組30分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 令和7年12月14日の日曜特別相談は……

民事調停手続に関する相談（担当：大阪民事調停協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際に御利用ください。

- ☆ 土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人や職場のトラブルなどの民事調停手続の利用に関する相談

令和 8 年 1 月

◆ 大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111

開設日	相談内容	相談時間
毎日 ※1	行政一般なんでも相談	10:30～18:00 ※2

- ※1 【重要】毎日開催（大丸休業日を除く）。ただし**年末年始（12月31日～1月3日）は休止します。**
 ※2 大丸心斎橋店南館は11時開店です。10時30分～11時の間は、電話のみの対応になります。12時～13時の間のほか、相談員が相談対応中や所用で席を離れている場合は、留守番電話になります。**相談時間は一組30分まで。**
 行政相談は、近畿管区行政評価局 行政相談担当（電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110）でも受け付けています。こちらも御利用ください。

◆ 専門相談 予約電話（法律・多重債務・労働相談のみ）：06-6241-5111

開設日	専門相談	受付時間
6 火	民事調停手続に関する相談	13:00～16:30
7 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
8 木	多重債務相談【要予約】	1月4日まで予約受付
9 金	労働相談【要予約】	1月5日まで予約受付
10 土	法律相談【要予約、対面のみ】	13:00～16:20
11 日	1月の日曜特別相談〈下欄をご覧ください〉 不動産の売買・賃貸に関する相談	13:00～16:30
13 火	行政書士による各種手続相談（遺言・相続、成年後見）	13:00～16:30
14 水	都市再生機構（UR）住宅相談	13:15～15:30
17 土	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
19 月	司法書士相談	13:00～16:30
21 水	産業医による労働者のための健康相談	14:00～15:30
23 金	年金・社会保険相談	13:00～16:30
27 火	税金相談	13:00～16:30
28 水	交通事故・自賠責保険相談	13:00～15:30

【お知らせ】

- ※ 専門相談を急に中止する場合があります。電話や近畿管区行政評価局ホームページで御確認ください。
 ※ 法律相談、多重債務相談、労働相談のみ予約が必要です。大阪総合行政相談所（電話：06-6241-5111）で受け付けています。その他の相談は、予約なしの先着順です。
 ※ 法律相談は、多くの方に御利用いただくため、一組合計2回（令和7年4月～令和8年3月の間）までの利用となります（同日は不可）。
 ※ 相談時間は「多重債務相談」「労働相談」以外はすべて一組30分まで。

【相談・予約・問合せ先】大阪総合行政相談所 電話：06-6241-5111



近畿管区行政評価局
ホームページ

★ 令和8年1月11日の日曜特別相談は……

不動産の売買・賃貸に関する相談（担当：大阪府宅地建物取引業協会）

たとえば、次のような困りごとや相談ごとの際に御利用ください。

- ☆ 不動産の取引等に関する相談（契約の事前説明、宅地建物の売買・賃貸契約、契約解除、手付金保全、重要事項説明、宅建業法一般）